# 幼児教育・保育の無償化について ~「子育てのまち 門真へ」~

# ~目次~

<b>♦</b>	幼児教育・保育の意義・効果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.2
<b>•</b>	門真市の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P.3
<b>•</b>	門真市の幼児教育・保育の考え方と取組み・・・・・・・・・P.4
•	幼児教育・保育無償化の実施方法・・・・・・・・・・・・・P.6

# 幼児教育・保育の意義・効果

## 意義

・生涯にわたる人間形成の基礎となる、重要な役割を担うもの

### <u>。 効果</u>

- ・自発的な活動としての遊びを通し、心身の調和のとれた発達の基礎を培う
- ・集団生活を通じて、自主・自立、共同の精神及び規範意識の芽生えを養う
- ・身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、正しい理解と態度及び 思考力の芽生えを養う
- ・これまでの体験を基にし、主体的な環境との相互作用を通して、豊かな心情、 意欲及び態度を身につけ、新たな能力(生きる力)を獲得していく
- ・大人との信頼関係を基礎とし、子ども同士の関わりを通して、身体的及び知的な発達とともに、情緒的、社会的及び道徳的な発達が促される

幼児教育・保育の重要性に鑑み、 <u>すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する</u>

# 門真市の現状

#### ○ 人口減少と少子高齢化

- ○人口推移と高齢化率(それぞれ、各年10月1日時点)
  - ・人口推移(住民基本台帳法に基づく数値 内生産年齢人口(15歳から64歳までの人口)と年少人口(0歳から14歳までの人口))

平成25年度 127,862人(内、生産年齢人口79,588人、年少人口15,804人)

平成26年度 126,756人(内、生産年齢人口77,820人、年少人口15,167人)

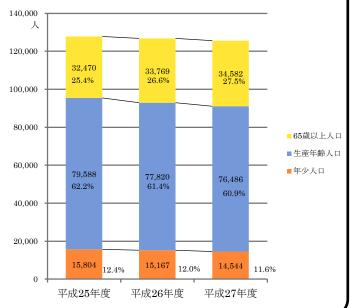
平成27年度 125,612人(内、生産年齢人口76,486人、年少人口14,544人)

- ⇒平成25年度から平成27年度で、人口は2,250人減。 内、生産年齢人口は3,102人、年少人口は1,260人減少
- ・高齢化率(総人口に占める65歳以上人口の割合)

平成25年度 25.4%(32,470人)

平成26年度 26.6%(33,769人)

平成27年度 27.5%(34,582人)





門真市において、人口減少と少子高齢化が進んでおり、特に子育て世帯の流出防止と流入に向けた取組みが必要となる。

# 門真市の幼児教育・保育の考え方と取組み

## ①考え方

子育て、教育に重点的な対策を行い、魅力のある教育・保育環境を創出することにより、子育て世帯の流出を防ぐとともに、流入を促す

- ・<u>今後の門真の主役となる子どもへの投資</u> 幼児教育・保育の充実は、これから先の門真市を考える上で特に重要
- ・<u>就学前の時期は、生涯にわたる人間形成にあたり極めて重要</u> すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境づくりを目指す
- ・<u>子育て環境の構築</u> 質の高い幼児教育・保育とあわせ、社会全体で子どもの成長を支える環境を構築
- ・<u>保護者負担軽減による子育で世帯の定住促進と流入</u> 保護者の経済的な負担を軽減することで、すべての子どもに質の高い幼児教育・保育を保障する 環境を整えるとともに、子育でしやすいまちづくりを推進し、子育で世帯の定住促進及び流入を促す

## **②取組**

【すべての子どもが質の高い幼児教育・保育を受けられる環境づくり】

- ●幼児教育・保育から、小学校教育(義務教育)への円滑な接続を進める。
- ⇒平成29年4月から、まずは<u>5歳児</u>の幼児教育・保育の<u>利用者負担(保育料)の完全</u> 無償化を開始することで、保護者への負担を軽減し、すべての就学前の5歳児が 等しく質の高い幼児教育・保育を受けることができる環境を整え、円滑に小学校教育 (義務教育)に繋ぐ。
- ・1号認定利用者負担額・・・・・・・・・世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料 (幼稚園・認定こども園)
- ・2号認定利用者負担額・・・・・・・・・世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料 (保育所・認定こども園・地域型保育事業)
- ・私立幼稚園・・・・・・・・・・・・・・・・世帯の所得等に関係なく、30万8千円を上限に、支払った保育料等に対して就園奨励費を補助 (新制度に移行していない幼稚園)
- ・こども発達支援センター・・・・・・・・世帯の所得等に関係なく、利用者負担額を無料
- ※認可外保育施設の利用者は対象外
- ※利用者負担(保育料)以外の、給食費や保護者会費、特定負担額等は対象外
- ⇒今後、財源の確保を含めた詳細な検討を行い、4歳児以下の年齢での実施を目指す。

#### ◆幼児教育・保育無償化の実施方法 <就学前教育・保育に係る費用を無償化した場合>(5歳児)

- 就学前教育・保育に係る利用者負担(保育料)を無償化する。
- ※平成28年7月末の状況により試算しているため、今後の各施設の定員や運営形態、利用者状況等の変動により数値が変更となる場合がある。
- ※私立幼稚園保育料については、国基準上限額(30万8千円)を上限としているため、これを超える保育料を設定している幼稚園の場合、保護者負担が 発生する場合がある。
- ※認可外保育施設の利用者は対象外。
- ※利用者負担(保育料)以外の、給食費や保護者会費、特定負担額等は対象外。

